

最低賃金改訂のお知らせ ～ 10月18日より1,065円に～

岐阜県最低賃金は令和7年10月18日(土)より、
時間額1,065円となります。(引き上げ額64円)
昨年までは10月1日に改訂していましたが、本年は
10月18日に改訂しますので、ご注意ください。

基本給が月額労働者であっても、気が付かないうちに
最低賃金額を下回っていることがありますので、
労働者の賃金額を定期的にお確かめください。

最低賃金額以上か確かめる方法はこちら



近年、最低賃金額は大幅に増加しており、
影響を大きく受けている事業場も散見されます。

厚生労働省では、賃金引き上げに向けた中小企業・
小規模事業者への支援事業を行っていますので、
ぜひご活用ください。

支援事業の詳細はこちら



労働災害発生状況 (8月末)

注1)カッコ内は死亡者数 注2)死傷者数は休業4日以上のもの 注3)新型コロナウイルス感染症除く

	令和7年		令和6年		対前年比 増減数、増減率		令和5年同期 (参考)	
全産業	111	(1)	102	(2)	9	8.8%	91	(1)
製造業	29		25		4	16.0%	31	(1)
建設業	13	(1)	22	(2)	-9	-40.9%	15	
運送業	8		4		4	100.0%	3	
林業	11		7		4	57.1%	5	
小売業	7		3		4	133.3%	3	
社福祉	9		11		-2	-18.2%	2	
旅館業	7		11		-4	-36.4%	9	
その他	27		19		8	42.1%	23	

【説明会のお知らせ】

解体等工事における石綿対策セミナー

【主な内容】

- 1 石綿則に基づく書類管理について
- 2 石綿事前調査の適正実施について
- 3 石綿含有産業廃棄物の処理について

日時: 令和7年10月9日(木) 午後2時～午後4時
場所: 飛騨・世界生活文化センター 大会議室

参加申込はこちらから

